

輸入検査要綱の一部改正関係

輸入検査要綱の一部を次のように改正する。

第1第5項の次に第6項として次のように加える。

6 特定重要病害虫（「特定重要病害虫検査要綱」（昭和57年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕国発局長通達）第2第1項に規定するものをいう。）のうち、別表1に掲げるものの付着するおそれのある輸入植物の検査に当たっては、この要綱に定めるもののほか、「特定重要病害虫検査要綱」別表2に定める特定重要病害虫検査指標により検査を行うものとする。

第8第2項中「別表1」を「別表2」に改め、同第3項中「別表2」を「別表3」に改める。

第10第3項中「別表3に掲げる有害動物又は有害植物」を「別表1に掲げるもの」に改める。

第13第1項中「別表3」を「別表1」に改める。

別表3を削り、別表2の2の *Prunus* 属の苗木類の項の検査の数量の欄中「柄子殻」を「子う殻」に改め、同表の2の項の植物の種類欄中「及び地下部」を削り、同表の(注)の(1)中「別表3」を「別表1」に、「有害動植物」を「特定重要病害虫」に改め、同表を別表3と改める。

別表1の(注)の(1)中「別表3」を「別表1」に、「有害動植物」を「特定重要病害虫」に改め、同表を別表2とする。

別表2の前に別表1として次のように加える。

別表1 (第1, 第10, 第13関係)

学名	和名又は英名
<i>Deuteraphoma tracheiphila</i> Petri	mal secco
<i>Dibotryon morbosum</i> Theissen & Sydow	black knot
<i>Colletotrichum capsici</i> Butler & Bisby	dieback
<i>Fusarium solani</i> f. sp. <i>cucurbitae</i> Snyder & Hansen	root rot
<i>Verticillium tricocephalum</i> Isaac	Verticillium wilt
<i>Erwinia amylovora</i> Winslow et al	火傷病菌
<i>Streptomyces ipomoeae</i> (Person & Martin) Waksman & Henrici	サツマイモオシロイカ病菌
Citrus cachexia-xyloporosis virus	
Potato yellow dwarf virus	
Sugarcane Fiji disease virus	
Potato spindle tuber disease	
<i>Anarsia lineatella</i> Toller	モモキノガ
<i>Otiorkhynchus sulcatus</i> Fabricius	キンダフクダツウムシ
<i>Pantomorus cervinus</i> Boheman	ヒョラーバシジウムシ
<i>Graphognathus leucoloma</i> Boheman	シロヘリクダツトジウムシ
<i>Lygus lineolaris</i> Palisot de Beauvois	サベイヨメツラガメ

	<i>Neocaliturnus tenellus</i> Baker				テンサイヒメヨコバイ
	<i>Empoasca fabae</i> Harris				ジャガイモヒメヨコバイ
	<i>Heterodera schachtii</i> Schmidt				テンサイストセンチュウ
	<i>Xiphinema index</i> Thorne et Allen				ゴドリオオハリセンチュウ

別表4939表のゲンゲの種子に付着する菌核の項の識別程度の欄中「10粒以下」も「10粒未満」に改める。